

山形県医師修学資金等キャリア形成プログラム

令和6年3月

山形県健康福祉部 地域医療支援課



目 次

● 地域医療従事医師確保修学資金のキャリア形成プログラム	・・・・・・・・	1
● 特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム		
令和2年度以前に貸与決定を受けた方	・・・・・・・・	8
令和3年度以降に貸与決定を受けた方	・・・・・・・・	11
● 山形大学医学部修学資金のキャリア形成プログラム	・・・・・・・・	15
● 山形県自治医科大学卒業生のキャリア形成プログラム	・・・・・・・・	17
● 東北地域医療支援修学資金（資金循環型東北5県枠・山形県）の キャリア形成プログラム	・・・・・・・・	19

地域医療従事医師確保修学資金のキャリア形成プログラム

1 義務年限（返還免除要件）

- 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）、県内の医療機関に勤務すること。（当該期間を「義務年限」という。）
- 義務年限のうち4年以上（義務年限が9年に満たない場合は5.5年）の期間は、医師少数区域等の医療機関等に在職すること。

2 勤務医療機関（別紙1）

- 県内臨床研修病院（A群）
 - ・ 山形県内の臨床研修病院
- 臨床研修修了後（B群）
 - ・ 山形県又は市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する病院又は診療所、山形大学医学部附属病院 等
- 医師少数区域等の医療機関等（C群）
 - ・ 医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関等

3 義務年限への不算入（※）

- 休職、停職又は育児休業等（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間
※当該期間は、義務年限の消化期間に含まない。

4 義務年限の中断（知事が適当と認めるときに限る）（※）

中断期間：原則3年以内（最大6年）

- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外・国外研修期間（臨床研修修了後に限る。）
- 専門医資格取得等のため、義務年限期間を超えて専門研修等を行う期間

※当該期間は、義務年限の消化期間に含まない。

※中断事由が虚偽であることが判明した場合には、貸与を受けた額に14.5%乗じて得た額の違約金を科す。また、即時キャリア形成プログラムに基づいた就業を求める。

5 山形大学医学部医学科「地域枠^{※1}」入学者への留意事項

- ・山形大学医学部医学科「地域枠」は、山形県医師修学資金の貸与を受け、医師免許取得後、同修学資金に基づくキャリア形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行することを誓約した上で入学する選抜枠となります。
- ・そのため、山形大学医学部医学科「地域枠」選抜により同学部に入学・卒業した方（以下、「地域枠医師等」という。）は、義務履行の中等で山形県医師修学資金を返還し、キャリア形成プログラムを解除すること（以下、「離脱」という。）は、原則想定されておられません。
- ・地域枠医師等がやむを得ず離脱を希望する場合は、山形県医師修学資金の返還手続きとは別に、原則、離脱することについて山形県地域医療対策協議会^{※2}の承認を得ることが必要となります。
- ・なお、山形県地域医療対策協議会の承認なく義務履行をやめた場合は、専門医資格認定に支障が生じる等のペナルティが課される可能性があります。

※1 令和3年度以降に入学した者が該当。

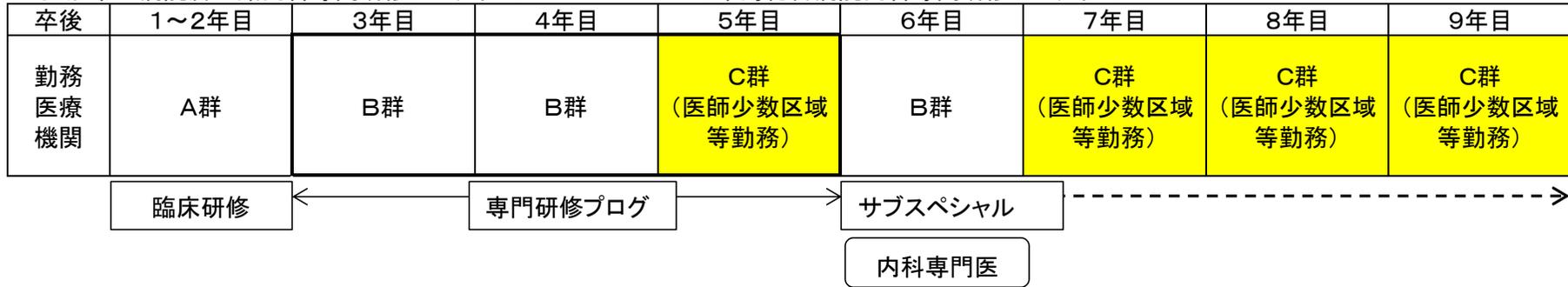
※2 山形県地域医療対策協議会：医療法第30条の23の規定に基づく、山形県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係機関の協議・調整を行う場。

6 勤務パターン例（6年間貸与の場合）

<内科>

選択可能な専門研修プログラム

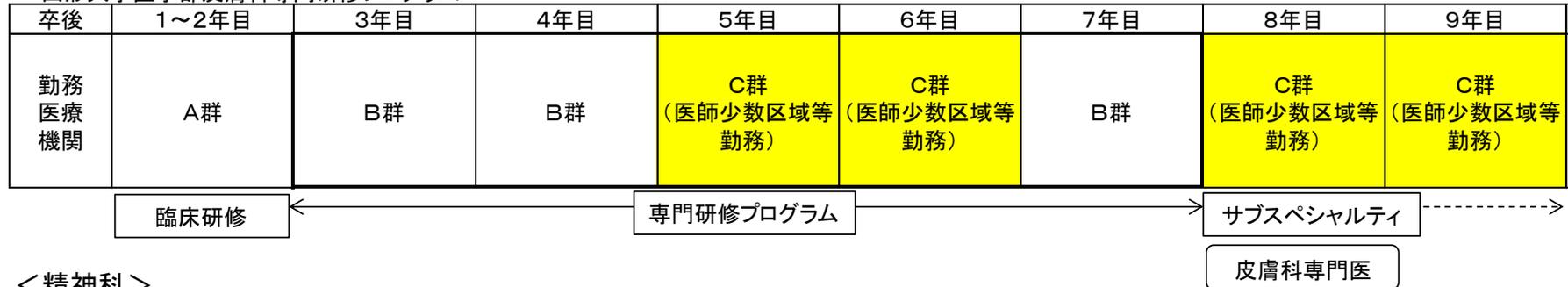
- ・山形大学医学部附属病院内科医専門研修プログラム
- ・山形県立中央病院内科専門研修プログラム
- ・山形市立病院済生館内科専門研修プログラム
- ・日本海総合病院内科専門研修プログラム



<皮膚科>

選択可能な専門研修プログラム

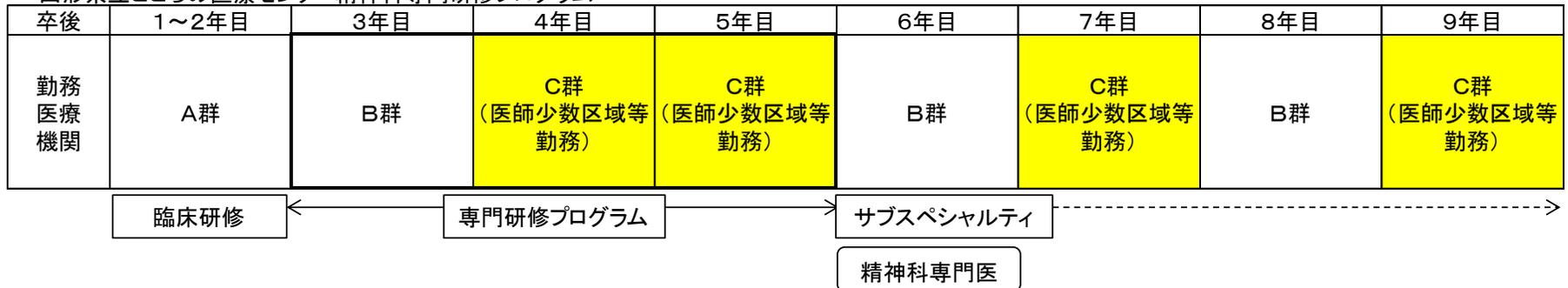
- ・山形大学医学部皮膚科専門研修プログラム



<精神科>

選択可能な専門研修プログラム

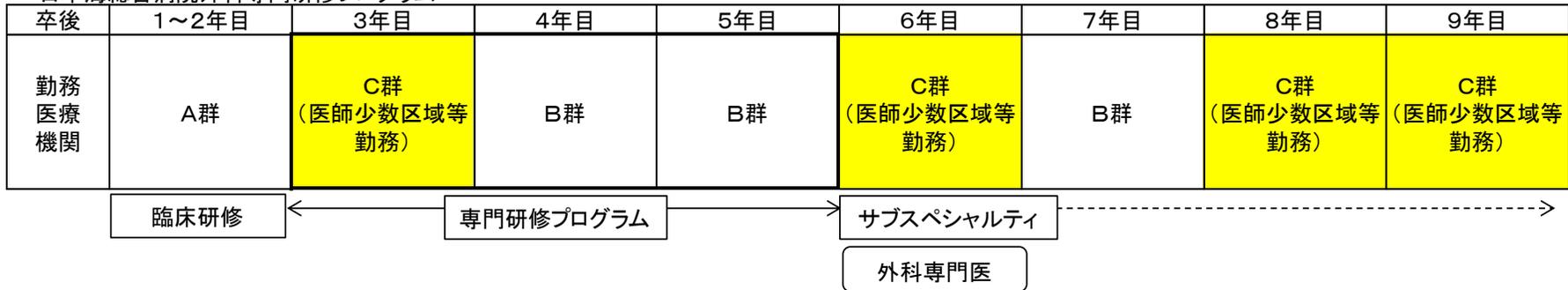
- ・山形大学医学部附属病院精神科専門研修プログラム
- ・山形県立こころの医療センター精神科専門研修プログラム



<外科>

選択可能な専門研修プログラム

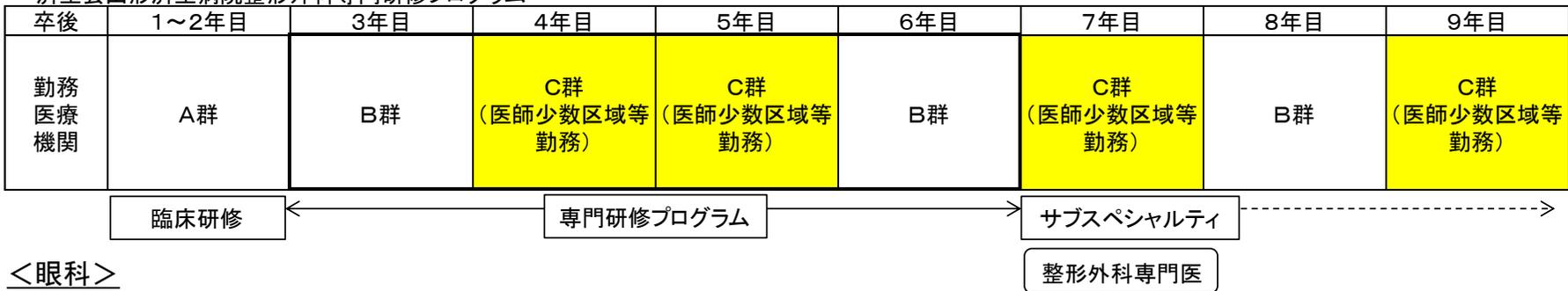
- ・山形大学外科専門研修プログラム
- ・山形県立中央病院外科専門研修プログラム
- ・日本海総合病院外科専門研修プログラム



<整形外科>

選択可能な専門研修プログラム

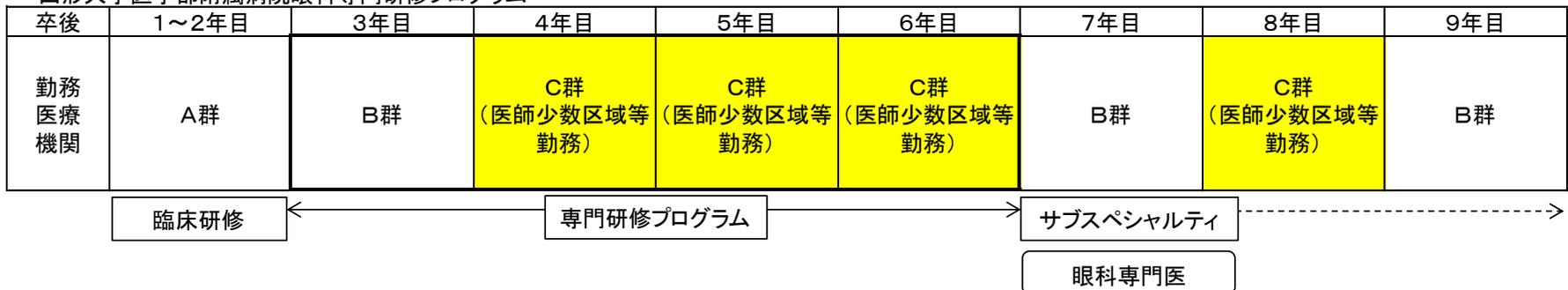
- ・山形大学整形外科専門研修プログラム
- ・済生会山形済生病院整形外科専門研修プログラム



<眼科>

選択可能な専門研修プログラム

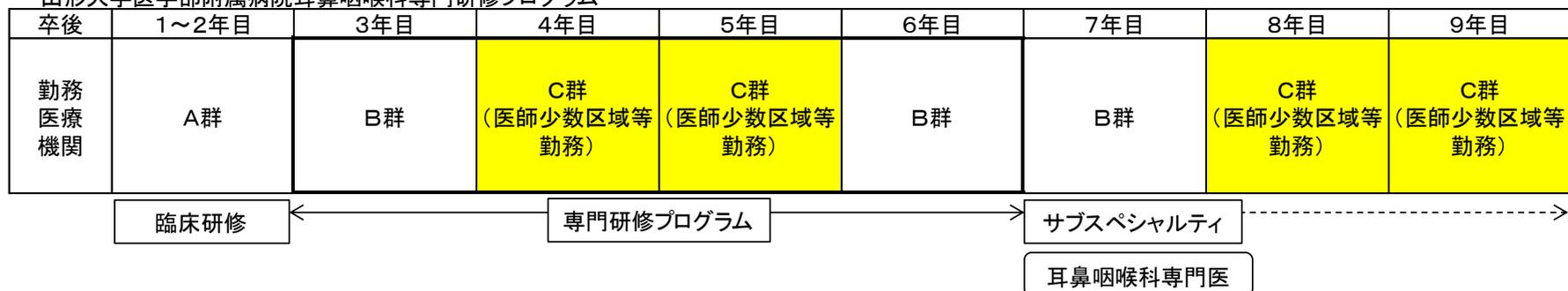
- ・山形大学医学部附属病院眼科専門研修プログラム



<耳鼻咽喉科>

選択可能な専門研修プログラム

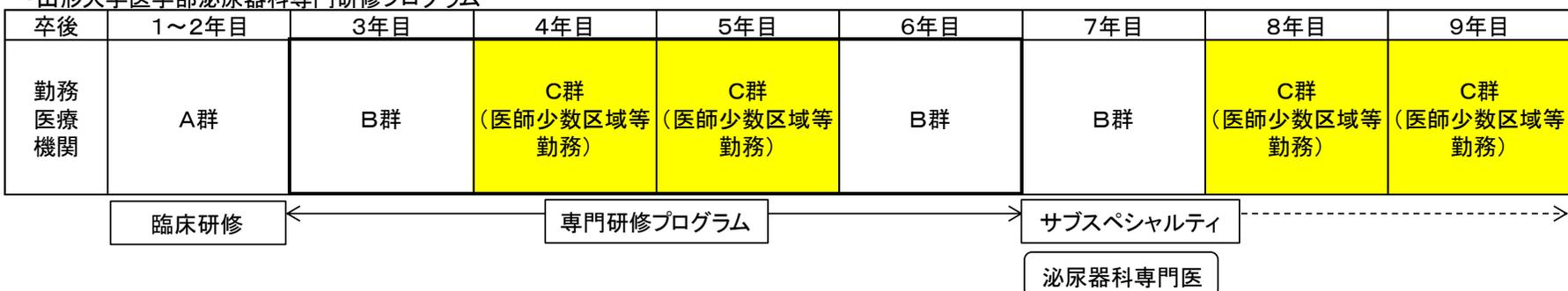
・山形大学医学部附属病院耳鼻咽喉科専門研修プログラム



<泌尿器科>

選択可能な専門研修プログラム

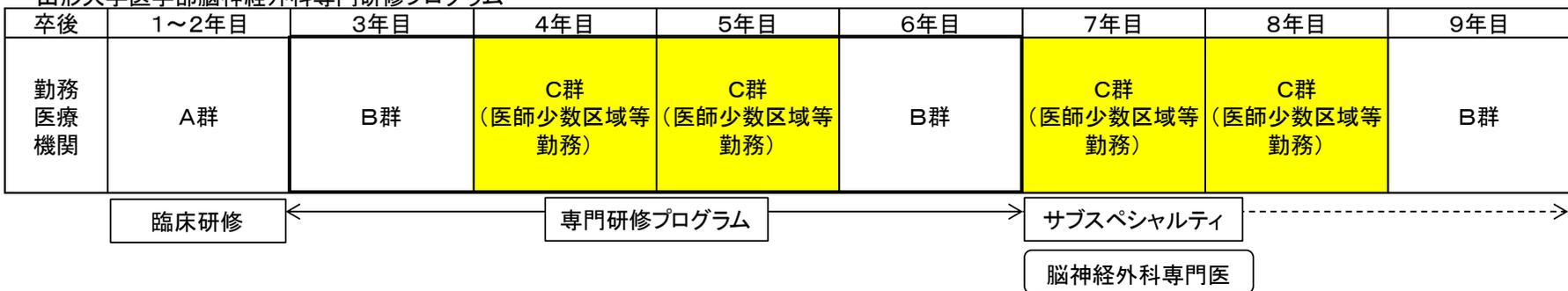
・山形大学医学部泌尿器科専門研修プログラム



<脳神経外科>

選択可能な専門研修プログラム

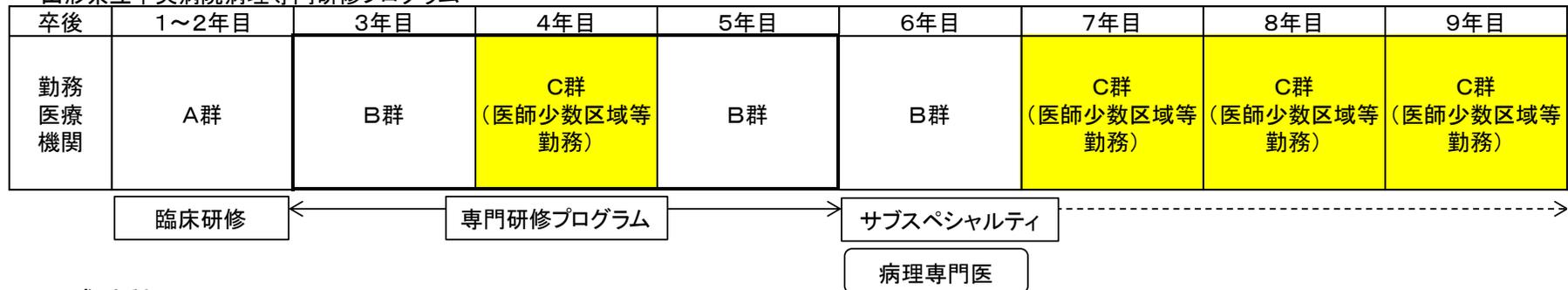
・山形大学医学部脳神経外科専門研修プログラム



<病理>

選択可能な専門研修プログラム

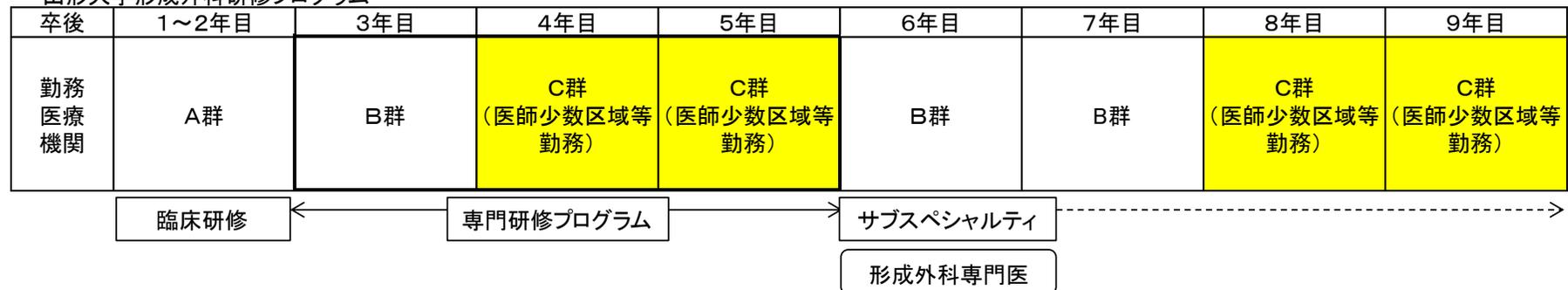
- ・山形県・山形大学医学部病理専門研修プログラム
- ・山形県立中央病院病理専門研修プログラム



<形成外科>

選択可能な専門研修プログラム

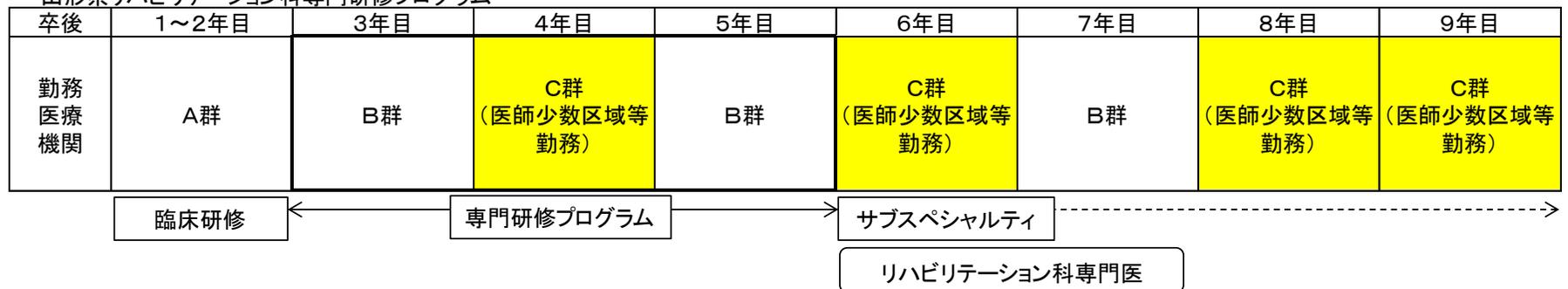
- ・山形大学形成外科研修プログラム



<リハビリテーション科>

選択可能な専門研修プログラム

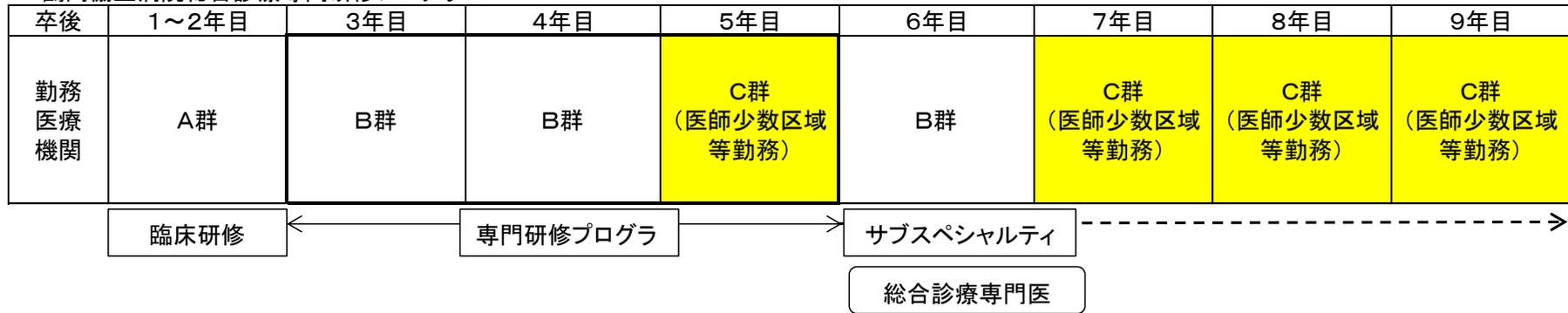
- ・山形県リハビリテーション科専門研修プログラム



<総合診療科>

選択可能な専門研修プログラム

- ・山形大学医学部附属病院総合診療専門研修プログラム
- ・さくらんぼ総合診療専門研修プログラム(基幹施設:至誠堂総合病院)
- ・山形県立河北病院総合診療専門研修プログラム
- ・山形県立新庄病院総合診療専門研修プログラム
- ・公立置賜総合病院総合診療専門研修プログラム
- ・鶴岡協立病院総合診療専門研修プログラム



特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム

【令和2年度以前に貸与決定を受けた方】

1 義務年限（返還免除要件）

- 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）、県内の医療機関に勤務すること。
（当該期間を「義務年限」という。）
- 臨床研修修了後、県内の公的な医療機関等の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞に勤務すること。
- 在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと。

2 勤務医療機関（別紙1）

- 県内臨床研修病院（A群）
 - ・ 山形県内の臨床研修病院
- 臨床研修修了後（D群）
 - ・ 県内の公的医療機関、山形大学医学部附属病院の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞

3 義務年限への不算入（※）

- 休職、停職又は育児休業等（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間

※当該期間は、義務年限の消化期間に含まない。

4 義務年限の中断（知事が適当と認めるときに限る）（※）

中断期間：原則3年以内（最大6年）

- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外・国外研修期間（臨床研修修了後に限る。）

※義務年限の消化期間に含まない。

※中断事由が虚偽であることが判明した場合には、貸与を受けた額に14.5%乗じて得た額の違約金を科す。また、即時キャリア形成プログラムに基づいた就業を求める。

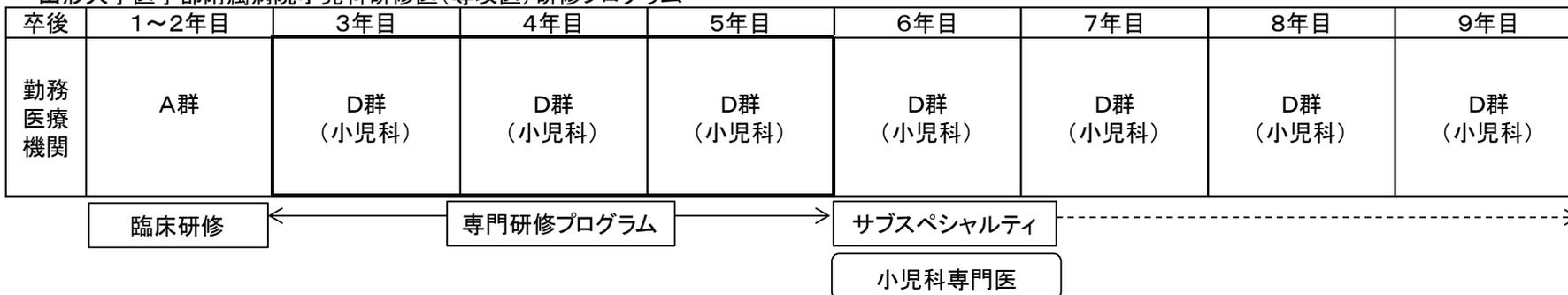
【令和2年度以前に貸与決定を受けた方】

5 勤務パターン例（6年間貸与の場合）

＜小児科＞

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学医学部附属病院小児科研修医（専攻医）研修プログラム

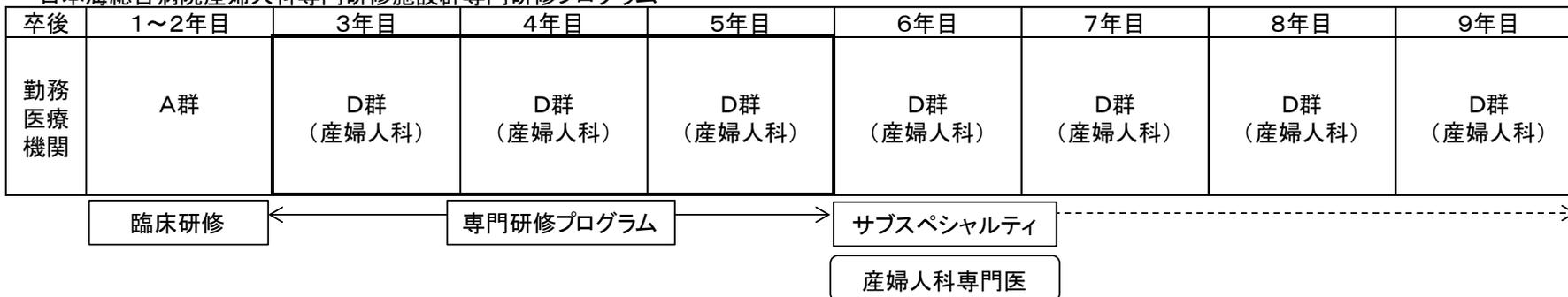


＜産婦人科＞

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学産婦人科専門研修施設群専門研修プログラム

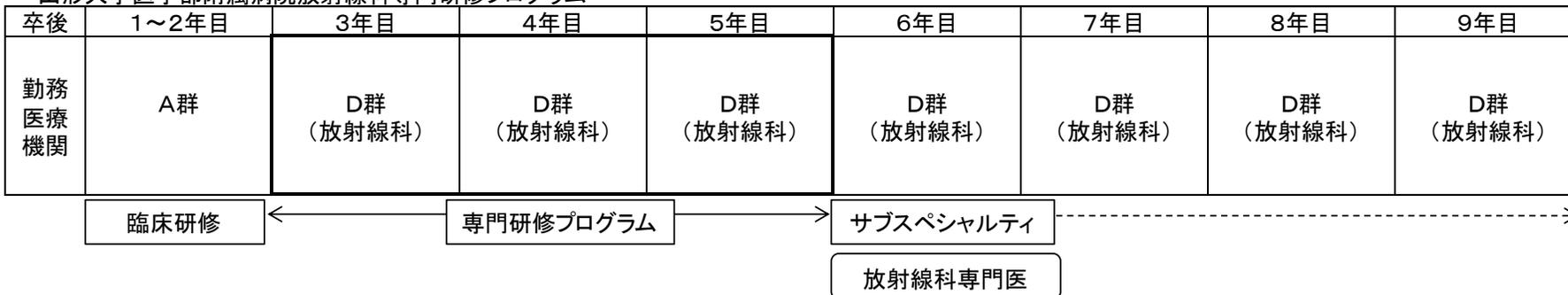
・日本海総合病院産婦人科専門研修施設群専門研修プログラム



＜放射線科＞

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学医学部附属病院放射線科専門研修プログラム

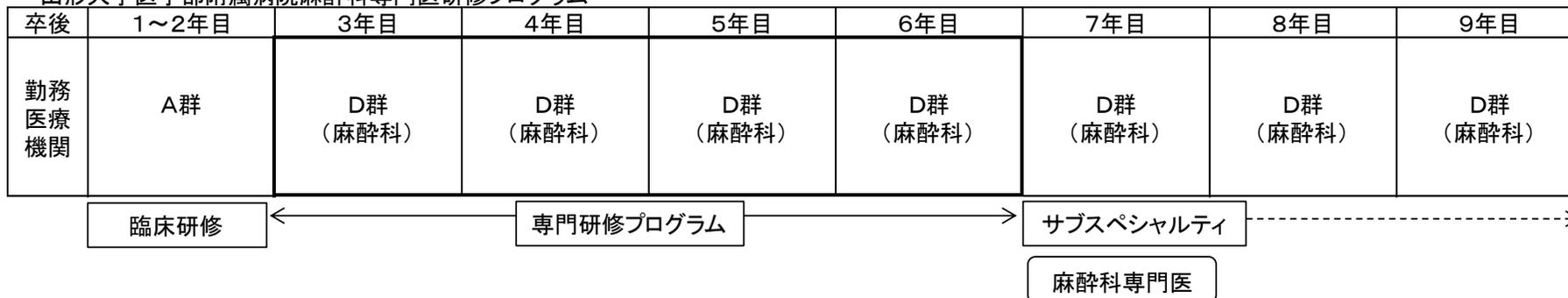


【令和2年度以前に貸与決定を受けた方】

＜麻醉科＞

選択可能な専門研修プログラム

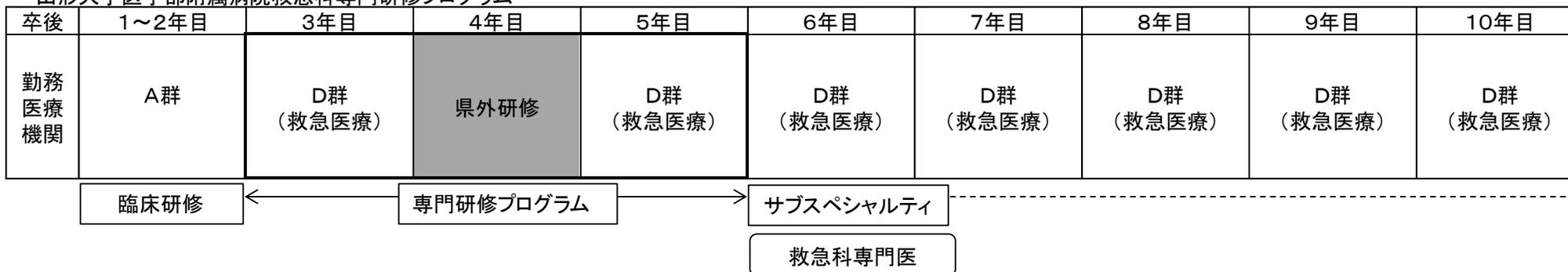
・山形大学医学部附属病院麻醉科専門医研修プログラム



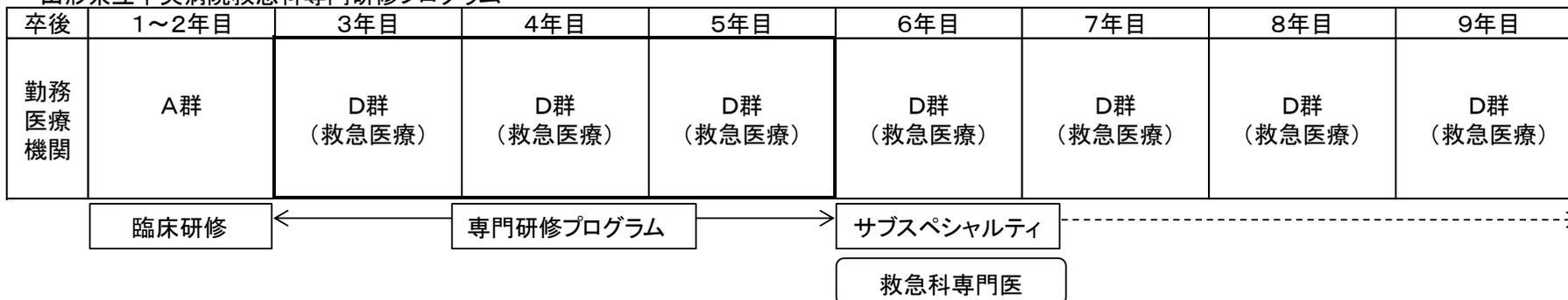
＜救急医療＞

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学医学部附属病院救急科専門医研修プログラム



・山形県立中央病院救急科専門医研修プログラム



特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム

【令和3年度以降に貸与決定を受けた方】

1 義務年限（返還免除要件）

- 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）、県内の医療機関に勤務すること。
（当該期間を「義務年限」という。）
- 臨床研修修了後、県内の公的な医療機関等の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞に勤務すること。
- 義務年限のうち4年以上（義務年限が9年に満たない場合は3.5年）の期間は、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職すること。

2 勤務医療機関（別紙1）

- 県内臨床研修病院（A群）
 - ・山形県内の臨床研修病院
- 臨床研修修了後（D群）
 - ・県内の公的医療機関、山形大学医学部附属病院等の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞
- 医師少数区域等の医療機関（E群）
 - ・医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞

3 義務年限への不算入（※）

- 休職、停職又は育児休業等（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間

※当該期間は、義務年限の消化期間に含まない。

4 義務年限の中断（知事が適当と認めるときに限る）（※）

中断期間：原則3年以内（最大6年）

- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外・国外研修期間（臨床研修修了後に限る。）
- 専門医資格取得等のため、義務年限期間を超えて専門研修等を行う期間

※義務年限の消化期間に含まない。

※中断事由が虚偽であることが判明した場合には、貸与を受けた額に14.5%乗じて得た額の違約金を科す。また、即時キャリア形成プログラムに基づいた就業を求める。

5 山形大学医学部医学科「地域枠^{※1}」入学者への留意事項

- ・山形大学医学部医学科「地域枠」は、山形県医師修学資金の貸与を受け、医師免許取得後、同修学資金に基づくキャリア形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行することを誓約した上で入学する選抜枠となります。
- ・そのため、山形大学医学部医学科「地域枠」選抜により同学部に入学・卒業した方（以下、「地域枠医師等」という。）は、義務履行の中等で山形県医師修学資金を返還し、キャリア形成プログラムを解除すること（以下、「離脱」という。）は、原則想定されておりません。
- ・地域枠医師等がやむを得ず離脱を希望する場合は、山形県医師修学資金の返還手続きとは別に、原則、離脱することについて山形県地域医療対策協議会^{※2}の承認を得ることが必要となります。
- ・なお、山形県地域医療対策協議会の承認なく義務履行をやめた場合は、専門医資格認定に支障が生じる等のペナルティが課される可能性があります。

※1 令和3年度以降に入学した者が該当。

※2 山形県地域医療対策協議会：医療法第30条の23の規定に基づく、山形県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係機関の協議・調整を行う場。

【令和3年度以降に貸与決定を受けた方】

5 勤務パターン例（6年間貸与の場合）

<小児科>

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学医学部附属病院小児科研修医(専攻医)研修プログラム

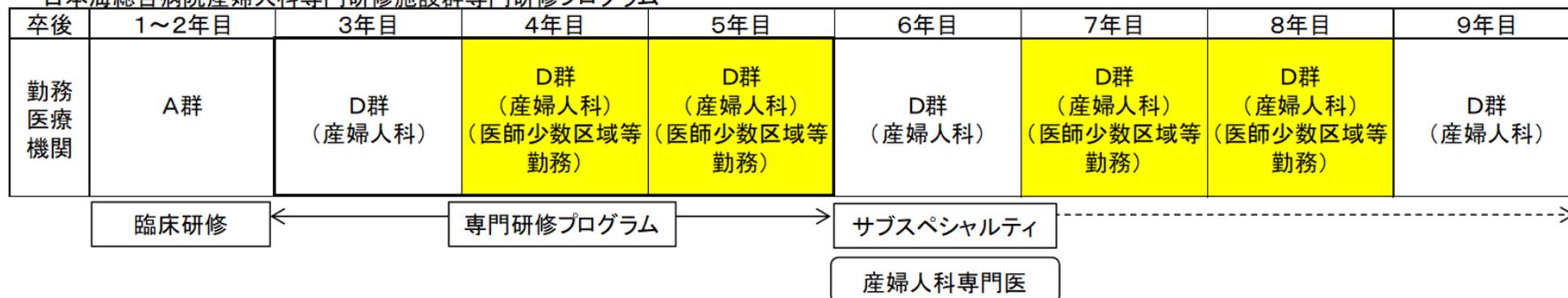


<産婦人科>

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学産婦人科専門研修施設群専門研修プログラム

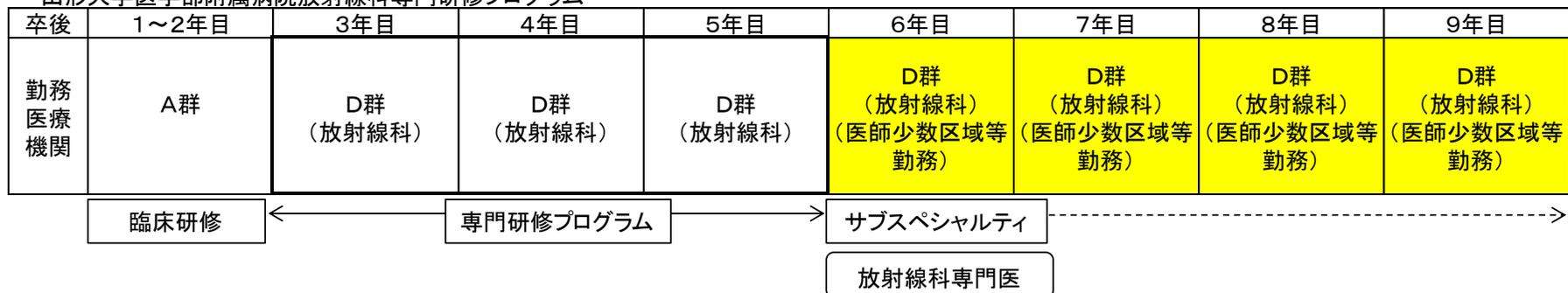
・日本海総合病院産婦人科専門研修施設群専門研修プログラム



<放射線科>

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学医学部附属病院放射線科専門研修プログラム

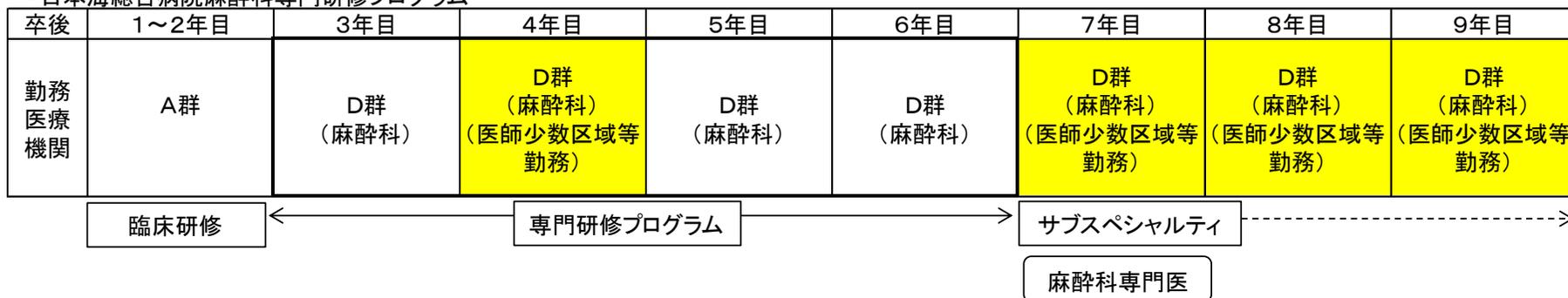


【令和3年度以降に貸与決定を受けた方】

<麻酔科>

選択可能な専門研修プログラム

- ・山形大学医学部附属病院麻酔科専門医研修プログラム
- ・山形県立中央病院麻酔科専門医研修プログラム
- ・日本海総合病院麻酔科専門医研修プログラム



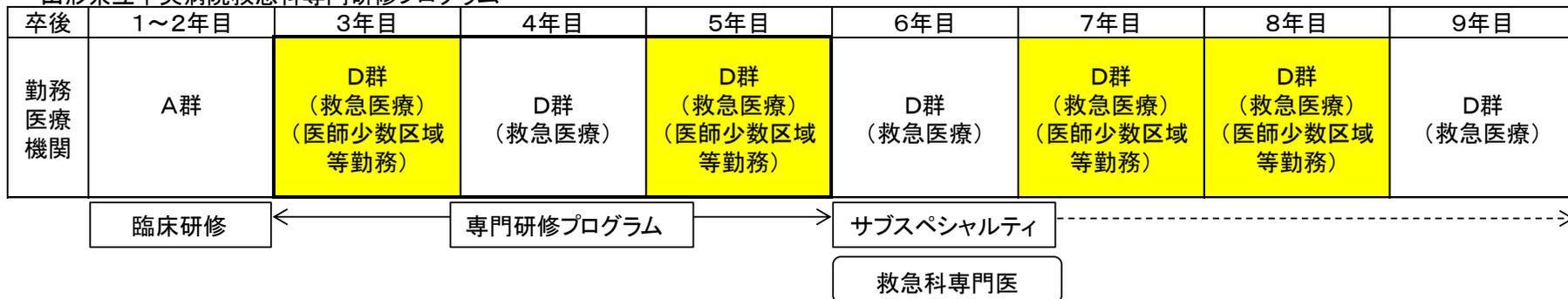
<救急医療>

選択可能な専門研修プログラム

- ・山形大学医学部附属病院救急科専門医研修プログラム



- ・山形県立中央病院救急科専門医研修プログラム



山形大学医学部修学資金のキャリア形成プログラム

1 義務年限（返還免除要件）

- 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）、県内の医療機関に勤務すること。
- 在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと。

2 勤務医療機関（別紙1）

- 県内臨床研修病院（A群）
 - ・ 山形県内の臨床研修病院
- 臨床研修修了後（B群）
 - ・ 山形県又は市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する病院又は診療所
 - ・ 山形大学医学部附属病院

3 義務年限への不算入（※）

- 休職、停職又は育児休業等（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間
※義務年限の消化期間に含まない。

4 義務年限の中断（※）

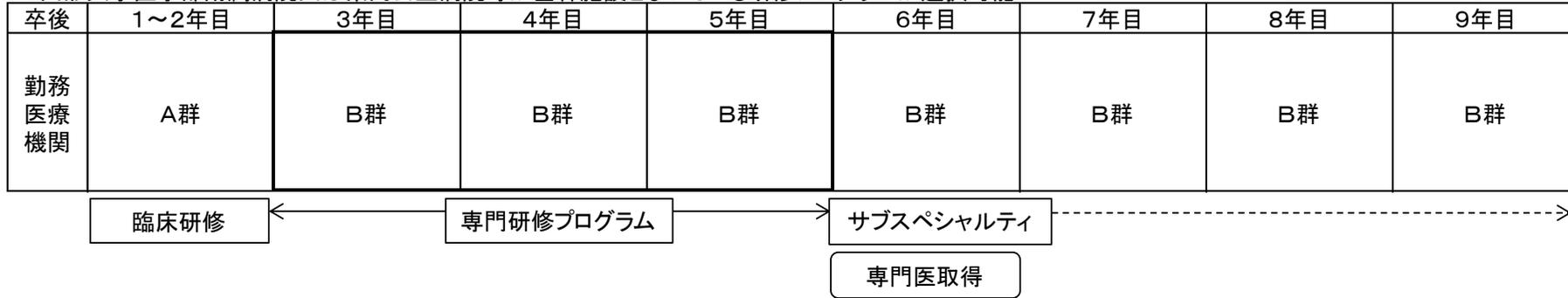
- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外研修期間（臨床研修修了後に限る。）
 - ・ 研修期間：原則1年以内
 - ・ 研修先：以下の医療機関における研修に限る。
 - ① 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
 - ② 国立大学法人が設置する病院
 - ③ 国立高度専門医療研究センター
 - ④ その他知事が高度医療を提供していると認める医療機関

※義務年限の消化期間に含まない。

4 勤務パターン例（6年間貸与の場合）

○専門研修プログラムが3年の場合

・山形大学医学部附属病院又は県内公立病院等が基幹施設となっている研修プログラムが選択可能



○専門研修プログラムが4年の場合

・山形大学医学部附属病院又は県内公立病院等が基幹施設となっている研修プログラムが選択可能



○専門研修プログラムが5年の場合

・山形大学医学部附属病院又は県内公立病院等が基幹施設となっている研修プログラムが選択可能



山形県自治医科大学卒業生のキャリア形成プログラム

1 義務年限（返還免除要件）

- 自治医科大学医学部修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間、県内の県、市町（一部事務組合含む）、地方独立行政法人が開設する病院又は市町村立診療所（以下「指定公立病院等」）若しくは県内の保健所その他の公衆衛生関係行政機関（以下「保健所等」）に勤務すること。（当該期間を「義務年限」という。）
- 義務年限のうち1／2以上の期間は、へき地等の指定公立病院等又は保健所等に勤務すること。

2 勤務医療機関（別紙2）

- 臨床研修病院（F群）
- 専門研修病院等（G群）
- へき地等の指定公立病院等（H群及びI群）
 - ・人口5万人未満の市町村に所在する指定公立病院等又は保健所等
 - ・人口5万人以上の市に所在する県内の指定公立病院等であって、医療機関が不足している地域の住民に対して、診療、往診その他在宅医療を積極的に実施していると知事が認めるもの。

3 専門研修期間について

- 専門研修期間は、院外派遣研修を含め3年以内とする。ただし、専門研修病院等（G群）における研修は、義務年限が9年である者は2年（義務年限が10年6月である者は2年6月、義務年限が12年以上である者は3年）を超えることはできない。また、研修は1年単位で行うものとし、1年に満たない期間については、義務年限の最終年度に行うものとする。
- 専門研修病院等（G群）における研修は、義務年限に算入する。
- 専門研修病院等（G群）以外に、自治医科大学での研修を受けることもできるが、当該研修期間は義務年限に算入しない。
- 知事が必要と認めたときは、前述の専門研修期間を1年（義務年限が10年6月である者は6月）間に限り延長することができる。ただし、義務年限が12年以上である者を除く。なお、延長した期間については、義務年限に算入しない。

4 義務年限への不算入

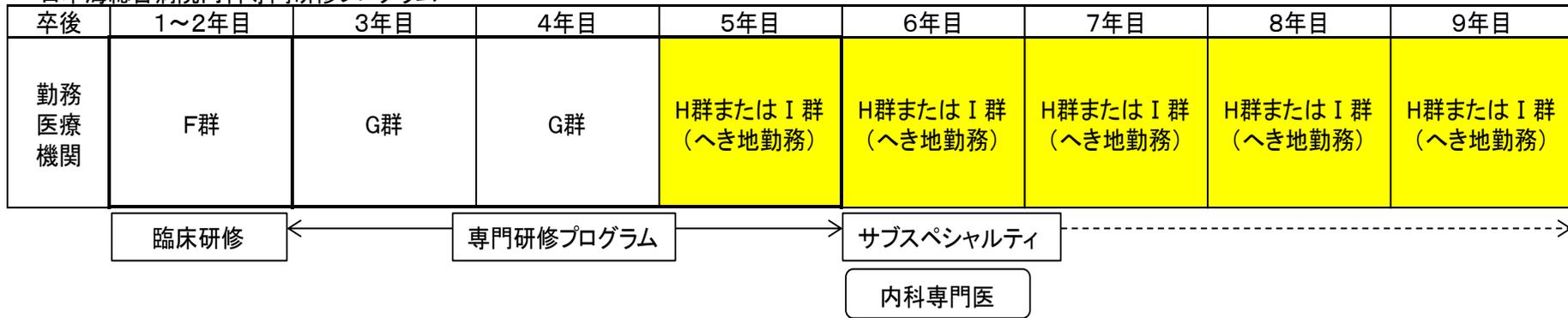
- 休職、停職又は育児休業（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間

5 勤務パターン例（6年間貸与の場合）

<内科>

選択可能な専門研修プログラム

- ・山形大学医学部附属病院内科専門医研修プログラム
- ・山形県立中央病院内科専門研修プログラム
- ・山形市立病院済生館内科専門研修プログラム
- ・日本海総合病院内科専門研修プログラム



1 義務年限（返還免除要件）

- 義務年限は10年間であり、臨床研修期間は含まない。
- 義務年限のうち4年以上の期間は、医師少数区域等の医療機関等に在職すること。

2 勤務医療機関（別紙1）

- 臨床研修修了後（B群）
 - ・山形県又は市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する病院又は診療所、山形大学医学部附属病院 等
- 医師少数区域等の医療機関等（C群）
 - ・医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関等

3 義務年限への不算入

- 欠勤、休業、退職、停職又は私傷病による休暇の期間（産前産後休業及び労働災害による休業を除く）
- 所定労働時間を短縮して勤務した期間（※）
 - ※育児又は介護を理由として所定労働時間を短縮して勤務した期間の勤務期間への不算入については、令和6年度以降の入学者に適用

4 義務年限の中断

中断期間：原則3年以内（最大6年）

- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外・国外研修期間（臨床研修修了後に限る。）
- 専門医資格取得等のため、義務年限期間を超えて専門研修等を行う期間

勤務医療機関一覧（別紙1）

令和3年4月1日現在

A群 県内臨床研修病院

医療機関名	市町村名
山形大学医学部附属病院	山形市
県立中央病院	山形市
山形市立病院済生館	山形市
済生会山形済生病院	山形市
県立新庄病院	新庄市
米沢市立病院	米沢市
公立置賜総合病院	川西町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
日本海総合病院	酒田市

○ 勤務先については、「山形県地域医療対策協議会」で決定する。
 ※1 山形大学医学部修学資金は対象外。
 ※2 原則、周辺の医師不足病院または診療所へ定期的に診療応援を行うこと。
 ※3 医師少数区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域）及び別に定める医師少数スポット内（以下、「医師少数区域等」という。）に所在する主な医療機関を表に示した。他に、知事が適当と認める医療機関等、山形県内の専門研修プログラム基幹施設、医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関に勤務している場合で医師少数区域等の医療機関等に勤務している場合（応援診療等）も該当する。
 ※4 該当する医療機関において、特定診療科の診療科に勤務する場合のみ義務消化に該当する。
 ※5 医師少数区域等に所在する主な医療機関を表に示した。他に、知事が適当と認める医療機関、医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関の特定診療科（小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急医療）（以下、「特定診療科」という。）に勤務している場合で医師少数区域等の医療機関の特定診療科に勤務している場合（応援診療等）も該当する。
 勤務先については、「山形県地域医療対策協議会」で決定する。

B群 公立の病院等

医療機関名	市町村名
山形大学医学部附属病院	山形市
県立中央病院	山形市
山形市立病院済生館	山形市
寒河江市立病院	寒河江市
県立こども医療療育センター	上山市
天童市民病院	天童市
みゆき会みゆき会病院 ※1	上山市
北村山公立病院	東根市
県立河北病院	河北町
西川町立病院	西川町
朝日町立病院	朝日町
県立新庄病院	新庄市
最上町立最上病院	最上町
町立真室川病院	真室川町
米沢市立病院	米沢市
公立置賜長井病院	長井市
公立置賜南陽病院	南陽市
公立高島病院	高島町
公立置賜総合病院	川西町
小国町立病院	小国町
白鷹町立病院	白鷹町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市
県立こころの医療センター	鶴岡市
日本海総合病院	酒田市
日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市
山元診療所	上山市
尾花沢市中央診療所	尾花沢市
岩根沢診療所	西川町
小山診療所	西川町
大井沢診療所	西川町
朝日町立北部診療所	朝日町
町立金山診療所	金山町
真室川町立釜淵診療所	真室川町
大蔵村診療所	大蔵村
肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村
南陽市国保小滝診療所	南陽市
公立置賜総合病院川西診療所	川西町
飯豊町国保診療所	飯豊町
国保診療所附属中津川診療所	飯豊町
日本海八幡クリニック	酒田市
飛鳥診療所	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市
鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市

C群 ※3 医師少数区域等の医療機関等

医療機関名	市町村名
寒河江市立病院	寒河江市
県立こども医療療育センター	上山市
みゆき会みゆき会病院 ※1	上山市
北村山公立病院	東根市
県立河北病院	河北町
西川町立病院	西川町
朝日町立病院	朝日町
県立新庄病院 ※2	新庄市
最上町立最上病院	最上町
町立真室川病院	真室川町
米沢市立病院	米沢市
公立置賜長井病院	長井市
公立置賜南陽病院	南陽市
公立高島病院	高島町
公立置賜総合病院 ※2	川西町
白鷹町立病院	白鷹町
小国町立病院	小国町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市
県立こころの医療センター	鶴岡市
日本海総合病院 ※2	酒田市
日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市
山元診療所	上山市
尾花沢市中央診療所	尾花沢市
岩根沢診療所	西川町
小山診療所	西川町
大井沢診療所	西川町
朝日町立北部診療所	朝日町
町立金山診療所	金山町
真室川町立釜淵診療所	真室川町
大蔵村診療所	大蔵村
肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村
南陽市国保小滝診療所	南陽市
公立置賜総合病院川西診療所	川西町
飯豊町国保診療所	飯豊町
国保診療所附属中津川診療所	飯豊町
日本海八幡クリニック	酒田市
飛鳥診療所	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市
鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市

D群 ※4 公的な医療機関

医療機関名	市町村名
山形大学医学部附属病院	山形市
県立中央病院	山形市
山形市立病院済生館	山形市
済生会山形済生病院	山形市
寒河江市立病院	寒河江市
県立こども医療療育センター	上山市
みゆき会みゆき会病院	上山市
天童市民病院	天童市
北村山公立病院	東根市
県立河北病院	河北町
西川町立病院	西川町
朝日町立病院	朝日町
県立新庄病院	新庄市
最上町立最上病院	最上町
町立真室川病院	真室川町
米沢市立病院	米沢市
公立置賜長井病院	長井市
公立置賜南陽病院	南陽市
公立高島病院	高島町
公立置賜総合病院	川西町
小国町立病院	小国町
白鷹町立病院	白鷹町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市
県立こころの医療センター	鶴岡市
日本海総合病院	酒田市
日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市
山元診療所	上山市
尾花沢市中央診療所	尾花沢市
岩根沢診療所	西川町
小山診療所	西川町
大井沢診療所	西川町
朝日町立北部診療所	朝日町
町立金山診療所	金山町
真室川町立釜淵診療所	真室川町
大蔵村診療所	大蔵村
肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村
南陽市国保小滝診療所	南陽市
公立置賜総合病院川西診療所	川西町
飯豊町国保診療所	飯豊町
国保診療所附属中津川診療所	飯豊町
日本海八幡クリニック	酒田市
飛鳥診療所	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市
鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市

E群 ※5 医師少数区域等の医療機関

医療機関名	市町村名
寒河江市立病院	寒河江市
県立こども医療療育センター	上山市
みゆき会みゆき会病院	上山市
北村山公立病院	東根市
県立河北病院	河北町
西川町立病院	西川町
朝日町立病院	朝日町
県立新庄病院	新庄市
最上町立最上病院	最上町
町立真室川病院	真室川町
米沢市立病院	米沢市
公立置賜長井病院	長井市
公立置賜南陽病院	南陽市
公立高島病院	高島町
公立置賜総合病院	川西町
白鷹町立病院	白鷹町
小国町立病院	小国町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市
県立こころの医療センター	鶴岡市
日本海総合病院	酒田市
日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市
山元診療所	上山市
尾花沢市中央診療所	尾花沢市
岩根沢診療所	西川町
小山診療所	西川町
大井沢診療所	西川町
朝日町立北部診療所	朝日町
町立金山診療所	金山町
真室川町立釜淵診療所	真室川町
大蔵村診療所	大蔵村
肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村
南陽市国保小滝診療所	南陽市
公立置賜総合病院川西診療所	川西町
飯豊町国保診療所	飯豊町
国保診療所附属中津川診療所	飯豊町
日本海八幡クリニック	酒田市
飛鳥診療所	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市
鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市

勤務医療機関一覧（別紙2）

令和5年4月1日現在

F群 臨床研修病院

	医療機関名	市町村名
病院	山形大学医学部附属病院	山形市
	県立中央病院	山形市
	県立新庄病院	新庄市
	公立置賜総合病院	川西町
	日本海総合病院	酒田市

G群※1 専門研修病院等

	医療機関名	市町村名
病院	山形大学医学部附属病院	山形市
	H群に記載されている病院	-
診療所	I群に記載されている病院	-
	H群に記載されている診療所	-

H群※1 へき地等の指定公立病院等（人口5万人未満）

	医療機関名	市町村名
病院	寒河江市立病院	寒河江市
	県立こども医療療育センター	上市市
	北村山公立病院	東根市
	県立河北病院	河北町
	西川町立病院	西川町
	朝日町立病院	朝日町
	県立新庄病院 ※2	新庄市
	最上町立最上病院	最上町
	町立真室川病院	真室川町
	公立置賜長井病院	長井市
	公立置賜南陽病院	南陽市
	公立高島病院	高島町
	公立置賜総合病院 ※2	川西町
	小国町立病院	小国町
	白鷹町立病院	白鷹町
診療所	山元診療所	上市市
	尾花沢市中央診療所	尾花沢市
	岩根沢診療所	西川町
	小山診療所	西川町
	大井沢診療所	西川町
	朝日町立北部診療所	朝日町
	町立金山診療所	金山町
	真室川町立釜淵診療所	真室川町
	真室川町立及位診療所	真室川町
	大蔵村診療所	大蔵村
	肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村	
南陽市国保小滝診療所	南陽市	
公立置賜総合病院川西診療所	川西町	
飯豊町国保診療所	飯豊町	
国保診療所附属中津川診療所	飯豊町	
保健所等	保健所 その他の公衆衛生関係行政機関	人口5万人未満の市町村

I群※3 へき地等の指定公立病院等（人口5万人以上）

	医療機関名	市町村名
病院	県立中央病院	山形市
	山形市立病院済生館	山形市
	天童市民病院	天童市
	米沢市立病院	米沢市
	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市
	県立こころの医療センター	鶴岡市
診療所	日本海総合病院	酒田市
	日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市
	県立こども医療療育センター庄内支所	鶴岡市
	日本海八幡クリニック	酒田市
	飛鳥診療所	酒田市
	升田診療所	酒田市
	青沢診療所	酒田市
	松山診療所	酒田市
	地見興屋診療所	酒田市
	鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市
鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市	
保健所等	保健所 その他の公衆衛生関係行政機関	人口5万人以上の市町村

- ※1 勤務先については、「山形県地域医療支援機構」において調整のうえ、「山形県地域医療対策協議会」で決定する。
- ※2 原則、周辺の医師不足病院または診療所へ定期的に診療応援を行うこと。
- ※3 医療機関が不足している地域の住民に対して、診療、往診、その他在宅医療を積極的に実施していると知事が認める場合のみ。

お問い合わせ先

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部 地域医療支援課

TEL:023(630)3159 FAX:023(630)2301

Mail:ishikakuho@pref.yamagata.jp